

栄東まちづくり協議会 4 月会議 議事録

日 時：2022 年 4 月 27 日（木）18:25～19:55 場 所：栄東まちづくり協議会会議室

出席者：田端、加藤、野田、江口、小澤、辻本、山内、濱田、大谷、横井、石塚、大畑

●定足数及び議事録署名人の確認

13 人中 12 人の出席で規約第 10 条第 2 項の規定（在籍会員の過半数の出席）により有効に成立、議事録署名人は小澤委員と石塚委員とする。

●2022 年度に着任した委員及び事務局員の紹介、委員の任期について

協議会に加藤副会長（栄東発展会会長）、山内副会長（中区区政部長）、江口委員（栄東発展会）、濱田委員（総務局総合調整部総合調整室長）、及び事務局に吉田事務局員が着任した。また、この度着任した加藤副会長の任期について、前任者の残任期間である 1 年であることを確認した。

議題：

1. 2021 年度事業報告及び決算について

2021 年度の事業及び決算について資料の通り説明した。

＜審議事項 1＞ 事業及び決算の内容について全員一致で承認された。

（質問、意見及び回答）

- 街路灯整備事業の決算について、2021 年度は広告枠の利益が出ていると思うが、どこに記載されているか。
→別紙 2「収支精算書」及び別紙 3「2021 年度予算・決算比較表」の収入欄に「街路灯広告収入」として記載されている。
- 街路灯広告枠の収入を街路灯電気料金として支払っていないのか。
→広告枠も含めた収入額を支出欄の各事業に充てたという位置付けである。
- 行政提案を受け広告枠撤去の方針が決まる前の体制では、広告枠の収入は街路灯 1 本につき 2,000 円であり、その内訳は 1,100 円を電気料金、900 円を管理委託費とし、管理委託費は町内会の収入となっていた。行政提案を受けた後の体制で、電気料金を広告枠の収入から払っているのか、どの項目に支出が入っているのか説明してほしい。
→別紙 3「2021 年度予算・決算比較表」の支出欄の「4 街路灯事業＞2 街路灯の維持管理」の約 300 万円の中に電灯料が含まれている。
- 街路灯広告収入が約 296 万円で、維持管理に約 300 万円かかっていて、収入以上に費用がかかっている状況である。利益が出るため広告枠がダメだと言われ、広告枠を止めることに決まったが、実態を見る前であった。マイナスが出ているのであれば広告枠を継続しても良いのではないか。
→補助金で収入を得ること自体が問題であり、そのために広告枠の撤去及び広告収入を得ないことに決めたものである。別紙 3「2021 年度予算・決算比較表」の支出欄の「4 街路

灯事業>3 街路灯広告の管理委託」約 142 万円が町内会の収入となり、補助金で収入が上がっていることとなるため、問題であるという指摘となった。

- 「街路灯広告の管理委託」は町内会の「集金手数料」という名目で言われた。集金手数料は不要なので、もう少しこの事業を継続すべきだったのではないか。数年事業を継続してきた経緯があるのに、なぜ 4、5 年経った時期に問題があるという指摘になったのか。
→協議会で協議し、令和 3 年度末で広告枠の仕組みは止めると協議会で決定したものである。
- 昨年度の審議事項に「経過措置期間中は無償掲出を認める」と書いてある。また、2021 年 12 月に広告主に文書を配布し、2022 年に入りもう 4 か月経っているので経過措置期間を早く決めて欲しい。
- 今年度の決算からは街路灯広告収入がゼロになるという理解で正しいか。
→正しい。

2. 今年度の事業の実施スケジュール等について

今年度事業の概要及び日程を地域団体内及び各団体間で企画・協議し、現時点での予定を期限までに事務局へ提出してもらうよう、資料をもとに説明し依頼した。

(質問、意見及び回答)

- 入力する様式の入手方法と誰が様式を提出するのか教えて欲しい。提出期限はいつになるか。
→事務局から各委員へ会議後にメール送付する。提出期限は次回協議会を 6 月 2 日(木)に開催したいと考えているため、5 月 25 日(水)頃を想定している。提出者は各委員又は各地域団体毎でも良い。
- 入札と相見積もりの金額の基準について確認したい。以前は 30 万円以下は相見積もり不要と言われていたが、昨年度は 30 万円以下の金額でも相見積もりを取ってほしいと言われた。どうすれば良いか教えてほしい。
→財務規程上は 30 万円以下は相見積もりは取らなくてよいとなっているため、問題にはならない。但し、名古屋市の補助金の使用方法のチェックがあることも踏まえ、30 万円以下でも 2 者以上の見積もりを取り、価格や内容の競争を経て業者選定をする過程を踏んだ方が望ましい。(補足：30 万円以下でも 2 者以上の見積もりを取ることが望ましいのは委託・契約先が協議会委員となる場合である。)
- 例えば、防災訓練・講習会チラシについて、業者の選定は事務局がやるのか。昨年度まではビル協会で見積もりを取っていた。
→補助金でチラシ作成する場合は協議会事務局にて見積もりを取り、業者を選定・発注する。その場合は相見積もりを 30 万円以下でも取ってもらいたい。防災訓練・講習会は協議会も含めた各地域団体の共催であり、各団体で役割分担していたと思われる。ビル協会の主催・資金活用であれば相見積もりは不要である。
- 相見積もりの基準について、協議会の関係者に発注する場合は厳しく見るという観点で 30

万円以下でも相見積もりを取るという意味ではなかったか。

→相見積もりを取らなかったからと言って問題があると言うものではないが、他の地域にはない補助金を使う場合、30万円以下でも協議会関係者に発注した理由が明確になるように相見積もりを取り、競争があったことが分かるようにして欲しいという名古屋市側の希望である。補助金を公明正大に使用していることが分かる手順を考えたものである。

報告事項等：

・栄東まちづくり協議会 2022年度予算について

今年度予算について資料の通り説明した。

・環境整備協力費等の内容の確認について

交付の流れ、場外発売場の売上の推移、各団体の役割、協議会・事務局の規定、補助金の使途について資料の通り説明した。

その他：

・次回協議会日程について

5月は開催せず、次回協議会は6月2日(木)開催とすることが全員一致で承認された。

・街路灯広告枠の経過措置期間の決定について

広告主に期間をできるだけ早く案内したい。決定のプロセス・時期について確認したい。

→期間の根拠・理由が説明できるようにした上で協議会において経過措置期間を決定することが全員一致で承認された。

(意見及び回答)

- 新しく建てた街路灯の広告枠は3年程、5丁目の街路灯は建替えまでそのままにしておいて欲しいという地域の意見を考慮してほしい。
→今後監査が入った際に、期間を決めた根拠・理屈が説明できるようにしてほしい。感覚的に3年等と決めるのは適切ではない。
- 発展会の中で各町内会長の意見を聴取し、それを踏まえ協議会で最終的に決定してほしい。
→町内会長の意見を発展会で再確認してもらい、6月の協議会で地域の意見として報告いただきたい。
- これまでの論議において、広告主の意見が考慮されていない。広告枠が白いままだとお店が潰れた等と思われる可能性がある。
→補助金を使って利益が出ることが適切でないため、無償掲載と決めた。それに伴い広告の掲載を不可とした広告枠の取扱いについては、町のにぎわいづくりになるようにイラストを入れる等、協議会で今後検討してほしい。

・協議会会議室の利用について

栄東発展会では定例会を月1回協議会会議室で開催しているが、コロナ禍で事業がなかなかできなかった期間を経て今年度の事業について検討・実施するため、臨時会議を協議会会議室で開催したいと考えている。利用することは可能か確認したい。

→利用者が責任を持って鍵等を管理する体制を作り、協議会で規定・様式を作成すること、規定に従い地域団体会議室を利用することが全員一致で承認された。

(意見)

- まずは希望日時を事前に申請してほしい。
- できるだけ構成団体の3団体で会議室を利用し、稼働率を高めようという話が過去にあった。
- 事務局の時間内のみでは地域団体は利用が難しい。一方で、夜間利用のために事務局職員が超過勤務をするのはそのために補助金が支出されることとなるため適切ではないとも言える。事務局で規定を作った上で、平日日中に事前に申請してもらい、鍵や備品紛失等の場合はその利用者が責任を負う等、各団体が責任を持って利用する体制にしてほしい。
- 責任を持って管理するために、鍵の受け渡し簿を作るのはどうか。

以上